

原規規発第 2103031 号
令和 3 年 3 月 3 日

四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員 長井 啓介 殿

原子力規制委員会

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 87 条第 4 号の規定に基づく、基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等の確認について

令和 2 年 11 月 30 日付け原子力発第 20333 号（令和 3 年 2 月 19 日付け原子力発第 20442 号をもって一部補正）をもって申請のありました上記の件については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 87 条第 4 号の規定に基づき、判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉の運転の保安上十分であることを確認したので、運転責任者に係る基準等に関する規程第 3 条第 2 項の規定に基づき、通知します。